須坂都市計画区域区分の変更（長野県決定）
（案）

長　野　県

須坂都市計画区域区分の変更理由書

今回の見直しは、「須坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（須坂都市計画区域マスタープラン)」の変更に基づき、令和 2 年（2020 年）を基準とし、目標年次を 10 年後の令和 12 年（2030 年）として都市の現況、市街化の動向及び人口、産業の発展動向を勘定する中で、人口及び産業並びに市街地の適正な規模を設定するものである。

※区域区分とは

区域区分とは、都市計画法第７条において「都市計画区域について無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる」と規定されています。

この区域区分は、良好な市街地形成や、市街化調整区域の農地や自然的環境の保全ならびに市街地外への無秩序な宅地化の抑制等、良好な都市環境を形成するうえで、最も有効な手段と考えられます。

≪須坂都市計画区域区分の経緯≫

当初決定	昭和 46 年１月 28 日
第１回見直し	昭和 53 年３月 27 日
第２回見直し	昭和 61 年８月 14 日
第３回見直し	平成５年６月 24 日
第４回見直し	平成 11 年９月 27 日
第５回見直し	平成 16 年５月 13 日
第６回見直し	平成 24 年１月 26 日
第７回見直し	令和４年５月 23 日

須坂都市計画区域区分の変更（長野県決定）

須坂都市計画区域区分を次のように変更する。

１．市街化区域及び市街化調整区域の区分

「総括図表示の通り」

２．人口フレーム

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分＼年次	令和２年（基準年）	令和12年（基準年の10年後）
都市計画区域内人口	54.0千人	51.0千人
市街化区域内人口	39.0千人	37.6千人
配分する人口	－	37.6千人
保留する人口	－	0千人
（特定保留）	－	0千人
（一般保留）	－	0千人

須坂都市計画区域区分　新旧対照表

新

須坂都市計画区域区分の変更（長野県決定）

須坂都市計画区域区分を次のように変更する。

１．市街化区域及び市街化調整区域の区分

「総括図表示のとおり」

２．人口フレーム

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分＼年次	令和２年（基準年）	令和12年（基準年の10年後）
都市計画区域内人口	５４．０ 千人	５１．０ 千人
市街化区域内人口	３９．０ 千人	３７．６ 千人
配分する人口	－	３７．６ 千人
保留する人口	－	０ 千人
（特定保留）	－	０ 千人
（一般保留）	－	０ 千人

旧

（令和７年７月１４日　変更告示）

須坂都市計画区域区分の変更（長野県決定）

須坂都市計画区域区分を次のように変更する。

１．市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

２．人口フレーム

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分＼年次	平成27年（基準年）	令和７年（基準年の10年後）
都市計画区域内人口	５４．６ 千人	５０．７ 千人
市街化区域内人口	３７．８ 千人	３５．６ 千人
配分する人口	－	３５．６ 千人
保留する人口	－	０ 千人
（特定保留）	－	０ 千人
（一般保留）	－	０ 千人

須坂都市計画区域区分の変更
総括図

